

## 新たな証拠で解雇の不当労働行為性が明確に

平野理事長の評議員会挨拶「神奈川フィル分会は日本音楽家ユニオン執行部の対抗勢力」「楽団の存続をかける意味からの対応を近々具体化する」  
解雇のきっかけとなった「金常任指揮者の指摘」は本当の解雇理由ではなく、「楽団の存続をかける意味からの対応」の具体化が解雇

神奈フィル不当解雇事件

### 第2回横浜地裁口頭弁論

11月28日、神奈川フィル解雇事件の解雇撤回を求める裁判の第二回目の弁論が横浜地裁で行われました。47名の定員を超え法廷に入りきれない傍聴者を前に田淵弁護士が新たな証拠に基づき、この解雇が組合つぶしを狙った解雇であることは明白であると陳述しました。

その新たな証拠というのは、杉本さん、布施木さん達が県公務公共一般労組を作った8ヶ月後の2010年3月の楽団の評議員会議事録で、そこには二人が加盟した組合は平野理事長や大石専務理事、評議員から「現実的でない法律に基づいて作られた組合。弁護士と相談した方がよい。共産系の組合である。」との組合対策が話されていました。更に、平野理事長は挨拶の中で「県公務公共一般労組は少人数ですが、財団に協力的なユニオン執行部に対抗勢力として出てきたため、楽団の存続をかける意味からの対応をしなければならず、近々これに係る具体化を進めることになると思っています。どうか、皆様のご協力をいただきたくお願い申し上げます。」と述べています。

一方の労働組合を敵視する姿勢そのものが不当労働行為です。田淵弁護士は、その評議員会以降、団交無視など組合敵視、杉本さんなどに休演命令が出されるなど、まさに具体的に組合つぶしの手が打たれてきたことを明らかにしました。次回弁論は1月30日(木)午前11時となりました。

報告集会では、田淵弁護士から今後の裁判の動向について、次回、次々回で主張は出尽くすので、その後の証人尋問は夏から秋にかけて行われる。速いテンポで進むので、来年が正念場となる見通しと語りました。

### 第5回県労働委員会審問

12月3日、労働委員会の第5回審問が行われ、傍聴者約30人が参加しました。労働委員会においても新たな証拠を提出。評議員会の議事録から不当労働行為性を明確にしました。さらに田淵弁護士は、金聖響常任指揮者が、「2011年12月の第九の演奏会を終え、2012年になって神奈川フィルでの定期演奏会を終え、ヨーロッパに滞在している間に作成したものである」と証言したことについて、金常任指揮者が書いたとされる二人の解雇理由となった「音楽責任者による指摘」なる文書の日付(2012年1月31日付)が、金の証言と食い違っている可能性があること。2人に対する解雇の真の動機は「指揮者の指摘」でないことにあり、「楽団の存続をかける意味からの対応」として行われた。これは正に、不当労働行為にあたる次のように指摘しました。

① 2012年になって行われた神奈フィルでの金氏が指揮をとつ



## これでいいの?、 県の姿勢

「会」の事務局から先週、5日の県への要請を受けるよう打診したところ、「要請内容が団体の内部管理の問題なので、県は関与・指導する立場にない、従って、会うことはできない。要請書は受け取れない」と要請拒否の態度でした。

ところが、4日、知事室から「県の立場は、先週お話ししたとおりだが、知事室の担当者も同席して、文化課で会うこととする。要請書の受け取りはできない。」との連絡がありました。

神奈フィルには、緊急財政対策で福祉・医療などの補助金が削減されている中で、神奈フィルへの補助金が増額されています。労働委員会や地裁で不当労働行為の疑義が強まり、2人の楽員(県職労連を構成する県公務公共一般労組の組合員)が解雇されているのです。理事(水田理事)を県から送りだし、県として理事会の運営責任もありません。なぜ、それで「県は関与・指導する立場にない」といえるのでしょうか。

「会」は、作家の森村誠一氏、フェリス学院大学前学長の本間慎氏、関東学院大学教授の安田八十五氏、作曲家の安藤久義氏、東京音大名誉教授の有馬礼子氏などが呼びかけ人となり、会員も1000人を超え、旭区の会、国民救援会、神奈川労連などで幹事会を構成して、2人の解雇撤回と神奈フィルの民主的運営を求めて、県労働委員会や裁判の支援、署名・宣伝、演奏活動を行っています。



たのは2月17日である。金氏の証言どおり、文書を作成したのだとすれば、文書の作成は同年2月18日以降となる。

- ② 金氏が作成した文書が2月18日以降に作成されたと考えることは、大石専務理事の証言と符合する。大石専務理事が反対尋問において、評価委員会への付議文書を作成した理由として「指揮者の指摘」を挙げられなかったことは、評価委員会への付議を行った時点で金氏の文書が存在しなかった可能性を強く示すものであり、金氏の証人尋問を通じて、文書の作成日付が遡って記載されている可能性が濃厚に認められることとも符号する。
- ③ 金氏の文書が評価委員会への付議文書が作成された時点で存在しなかったとすれば、2人に対する解雇の真の動機は「指揮者の指摘」でないことにある。むしろ、2人の解雇が先に

決められて、解雇理由を備えるため、「指揮者の指摘」が持ち出された。そして、「指揮者の指摘」があったから解雇を決定したという体裁を整えるため、金氏の文書は実際の日付を遡らせて作成されたのである。

評価委員会で、音楽家ユニオンを正しい労働組合、神奈フィル分会を音楽家ユニオンの対抗勢力と位置付けた上で、平野理事長が「楽団の存続をかける意味からの対応」を具体化すると言明していたことからすれば、2人の解雇こそ、まさに「楽団の存続をかける意味からの対応」にはかならない。



## 第3次署名提出

### 個人署名累計で11697筆、団体署名累計192筆

県労働委員会の審問に先立ち、「神奈フィルを良くする会」の幹事団体の代表は、「不当労働行為の認定を解雇撤回の救済命令を求める」署名を労働委員会あてに提出しました。国民救援会、旭区の会、神奈川自治労連、県職労連こだま会、神奈フィル分会、県職労連が参加。自治労連全国各地からの署名が集まり始め、4975筆を追加提出しました。

(個人署名4975筆、団体署名28筆)

## 今後の審問・裁判日程

### <第6回県労働委員会審問>

【日 時】 1月14日(火) 集合：午後2時30分 午後3時審問  
【会 場】 労働プラザ 集合：7階控え室。審問：6階審問室。  
【内 容】 求釈明

### <第7回県労働委員会審問・結審>

【日 時】 2月28日(金) 集合：午前9時30分 午前10時審問  
【会 場】 労働プラザ 集合：7階控え室。審問：6階審問室。  
【内 容】 最終意見陳述

### <横浜地裁第2回口頭弁論>

【日 時】 1月30日(木) 宣伝行動：横浜地裁・日本大通り側 午前10時～  
傍聴券：午前10時30分～  
裁判傍聴：午前11時～ 502号法廷

【内 容】 意見陳述

## 県労働委員会宛て 署名にご協力を

- ・第4次締め切り 年内  
県労委への提出は1月14日
- ・第5次締め切り 来年1月末  
県労委への提出は2月上中旬
- ・目標 2万筆以上

## クリスマス・サンクスコンサートのお知らせ

【日 時】 12月13日(金) 開場：午後6時  
開会：午後6時30分  
終了：午後8時30分頃終了予定

【会 場】 戸塚区民文化センター・さくらプラザ

【チケット代】 前売り券 2000円 当日券 2500円  
学生割引(高校生以下) 1000円 当日券 1500円

